

受理官庁 TR	トルコ特許商標庁 (TURKPATENT)	附属書 C TR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	トルコ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語、フランス語、ドイツ語又はトルコ語 ^{1, 2}	
配列リストにおける言語依存フリーテキストのために認められる言語	英語；又は、国際出願と同一の言語（フランス語、ドイツ語又はトルコ語）；又は、英語及びその他1つの出願言語	
願書の提出に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{3, 4}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める ⁵ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はトルコ特許商標庁（Turkpatent）	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁又はトルコ特許商標庁（Turkpatent）	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が行われた言語が公開の言語ではなく、国際調査のために翻訳文が要求されていない場合（PCT規則12.3(a)）、出願人は英語、フランス語又はドイツ語による翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.4(a)）。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2015年5月28日付公示（PCT公報）87頁以降、及び2022年9月22日付公示（PCT公報）263頁以降参照。

